

清掃・リサイクル審議会の傍聴及び資料等の取扱いについて

1 会議の公開・傍聴

(1) 会議の公開

会議は原則として公開とする。

ただし、審議内容により、秘密会の議決をした場合を除く。

(2) 傍聴の手続き等

① 傍聴しようとする者は、公表する申込期限までに申し込むこととする。

② 傍聴者数は、5名以内とし先着順とする。但し、会場のスペース等により審議会が認めた場合にはこの限りでない。

(3) 順守事項について

傍聴者は、会長の指示に従い、順守事項（発言、私語、録音、撮影の禁止、携帯電話等の無線機器及びパソコン等の情報機器の使用禁止、飲食、喫煙の禁止、拍手その他の方法による可否の表明の禁止、会議の秩序保持）を守ること。

(4) 傍聴席へ入ることのできない者

① 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者。

② ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者。

③ はちまき、たすき、ゼッケン又はヘルメットの類を着用及び携帯している者。

④ 酒気を帯びている者又は帯びていると思われる者。

(5) その他

会長は会議の進行上必要があると認めるときは、傍聴者に退席を命じることができる。

2 会議録・資料等の公開

(1) 会議録

要旨を事務局で取りまとめ、審議会において了承を得たものについて、世田谷区情報公開条例に基づき公開の対象とする。（委員等出席者の個人名は表示しない。）。

(2) 配布資料

① 審議会配付資料は、原則として公開の対象とする。

② 委員よりの意見、質問等を掲載する資料については、会議資料として委員に配付する分については委員の個人名を表示して配付する。ただし、公開の対象とする分は、個人名を表示せずに公開する。